

補助金交付の同意書面となります。必ずお読みください。

北陸応援割事業 同意確認書面

北陸応援割事業(以下、本事業)に拠る補助金(旅行代金を補助する販売補助金)の交付を受けるためには下記の6点の同意が必要となります。
必ずお読み頂き、制度の主旨をご確認の上ご利用をお願いいたします。

1. 本人確認について

本事業の補助対象とするためには本人確認が必ず必要になります。

「本人確認書類(*)」の「原本(コピー不可)」を旅行当日宿泊施設にてご宿泊いただく全員分をご提示ください。

宿泊チェックインの際(添乗員または旅行事業者が定める現地係員がいる場合は集合時)に提示が出来なかった場合は、補助金交付の対象外となり補助金相当額をお支払いいただきます。

2. ご予約について

旅行申込記録と本人確認書類の氏名が異なる場合(代表者の変更、旧姓・新姓など)補助金交付の対象外となります。

宿泊当日、旅行申込記録と異なる本人確認書類をご提出いただいた場合本事業の割引対象外となりますので、補助金相当額をお支払いいただきます。(旧姓・新姓の場合は確認書類が揃う場合、補助の対象となります。)

3. 宿泊事業者が本事業への参画をキャンセルした場合の対応

ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。また上記を事由にご旅行をお取り消される場合も、減免事由とはならず、通常通り取消料が発生いたします。

4. 予算が終了し、補助金が取れなかった場合の対応

ご宿泊当日時点で、①～③に該当する場合は、補助金交付の対象外となります。

既に旅行代金をご精算済みの場合でも、補助金交付の対象外となり補助金相当額をお支払いいただきます。

- ①各県の都合により、各県の申出で当該区域の事業を停止した場合
- ②予算の上限に達し、各県において本事業が終了した場合
- ③その他、各県の規定により補助金の対象外となる場合

5. 制度主旨確認

本事業はご宿泊で提供されるすべての行程をご参加者全員が利用することが前提です。

変更やキャンセル、権利放棄などは補助金交付の対象外となります。補助金対象外となった場合は、補助金相当額をお支払いいただきます。

ご旅行出発後、補助金対象外であることが発覚した場合でも遡りお支払いいただきます。

制度の主旨をご確認の上ご利用をお願いいたします。

6. ご旅行を取消・変更された場合の取消料の対応

ご旅行を取消・変更(権利放棄含む)された場合、取消料の算出は、補助金適用前の旅行代金総額を元に計算します。

補助金を取消料に充当することはできません。ご旅行出発後でも遡りお支払いいただきます。

7. 取扱施設、取扱料金、変更・取消手続き料金について

お取り扱い可能な宿泊施設は(株)JTBと契約のある施設のみとさせていただきます。また、お手配する宿泊施設、プランによっては取扱料金が発生する場合がございます。取扱料金はキャンセルされた場合でも、ご返金できません。また、ご予約成立後、お客様ご都合での変更及び取消が発生した場合、1件につき¥1,100円の手数料を取消料とは別に申し受けます。

8. ご提出いただく個人情報について

ご提出いただいた情報は、本事業の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体および当該事業の事務局、その委託先を除く第三者に提示することはありません。

(*)本人確認書類(一例)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障がい者手帳等福祉手帳、戦傷病者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 など

●2点で確認できるもの(次の①+②の組み合わせのみ可能)

※中学生以下の旅行者は、本人の健康保険証と同行する親等(監護者)の本人確認書類(運転免許証、旅券等)で代用可能です。

①健康保険証等被保険者証 その他、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明証明、公的機関発行の資格証明書

本人確認書類と現住所に相違がある場合、現住所と氏名が記載された直近の公共料金(電気・ガス等)の領収書等を追加で提示ください。

